

平成 16 年度地下水測定結果 環境省



環境省は、平成 16 年度に国及び地方公共団体が水質汚濁防止法に基づいて実施した全国の地下水質の測定結果をとりまとめました。

地下水の全国的な状況の把握を目的とした平成 16 年度の概況調査では、合計 4955 本(前年度 5129 本)の井戸を対象に実施し、そのうち、387 本(前年度 421 本)の井戸において地下水の水質汚濁に係る環境基準を超過する項目が見られ、全体の環境基準超過率は、7.8%(前年度 8.2%)にのぼることが確認されました。

環境基準を超過している項目はテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2 ジクロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタンの揮発性有機化合物 6 物質、砒素、ふっ素、鉛、ホウ素、総水銀、セレンの重金属 6 物質、および硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の計 13 物質で、その他の 13 物質については環境基準を超過した井戸はありませんでした。

項目別の環境基準超過率では、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素が 5.5%(前年度 6.5%)と最も高く、続いて砒素 2.0%、ふっ素 0.5%、テトラクロロエチレン 0.5%の順でした。

当社では、上記のような水質汚濁に係る環境基準項目の分析を行っております。お気軽にご相談ください。

資料:2005 年 12 月 20 日付 環境省HP
2005 年 12 月 20 日付 EIC ネット

機器分析箇所 関善行

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

